

務	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			

捜 二 第 9 0 8 号
(生保、交企、交指)
令和5年6月30日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則の制定について
警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則(令和5年国家公安委員会規則第11号)が、令和5年5月31日に公布されたところであるが、その制定の趣旨及び内容は下記のとおりであるので通知する。

記

1 改正の趣旨

今般、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第61号)により、資金決済に関する法律(平成23年法律第25号)が改正され、下記(1)の違反行為が新設されたことを踏まえ、下記(2)の国家公安委員会規則において、これらの違反行為を、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加する等所要の改正を行うもの。

(1) 新設された違反行為

- ・ 不正の手段による電子決済手段等取引業の登録申請等(第107条第2号)
- ・ 電子決済手段等取引業の登録義務違反(第107条第8号)
- ・ 電子決済手段等取引業の変更登録義務違反(第107条第9号)
- ・ 為替取引分析業の無許可営業(第107条第14号)
- ・ 不正の手段による為替取引分析業の許可の取得等(第107条第15号)
- ・ 新たな種別の為替取引分析業の無許可営業(第107条第17号)
- ・ 為替取引分析業の許可申請書等の虚偽記載等(第109条第11号)
- ・ 電子決済手段等取引業の登録申請書等の虚偽記載等(第112条第2号)
- ・ 電子決済手段等取引業の登録事項の変更に係る届出義務違反(第114条第1号)
- ・ 為替取引分析業の許可申請書の記載事項の変更に係る届出義務違反(第114条第7号)

(2) 改正する国家公安委員会規則

- ・ 警備業の要件に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第1号)
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)
- ・ 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則(平成3年国家公安委員会規則第8号)
- ・ 古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)
- ・ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号)
- ・ 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)

2 改正の内容

別添のとおり

3 施行期日

令和5年6月1日

担当 捜査第二課 組織犯罪対策室
暴力団対策係

○国家公安委員会規則第十一号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七十七号）第三条第四号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四条第一項第三号、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条第一項第十七号、古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第四条第三号、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第三条第四号及び道路交通法（昭和三十五年法律第五十五号）第五十一条の八第三項第二号八の規定に基づき、警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月三十一日

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

国家公安委員長 谷 公一

改 正 後

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

〔一〕五十八 略

五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七十七条第二号（第三十七条第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九条第十一号若しくは第十二号、第一百二十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三條の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第六十四條第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

改 正 後

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第六条 法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

〔一〕五十八 略

改 正 前

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第二条 〔同上〕

〔一〕五十八 同上

五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七十七条第二号（第三十七条第四十一条第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第四号、第六号、第八号若しくは第九号、第九十九条第十号、第一百二十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三條の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第六十四條第一号（第四十一条第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

改 正 前

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第六条 〔同上〕

〔一〕五十八 同上

五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七百七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九百九条第十一号若しくは第十二号、第九百九十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三号の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第九百九十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第六十三号の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。

第三條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（暴力的不法行為等）

第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。

（一）五十八 略

五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七百七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九百九条第十一号若しくは第十二号、第九百九十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三号の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第九百九十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第六十三号の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。

第四條 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

（一）五十八 略

五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七百七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第四号、第六号、第八号若しくは第九号、第九百九条第十号、第九百九十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三号の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第九百九十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項並びに第六十三号の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

改正前

（暴力的不法行為等）

第一条 同上

（一）五十八 同上

五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七百七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第四号、第六号、第八号若しくは第九号、第九百九条第十号、第九百九十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三号の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第九百九十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項並びに第六十三号の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

改正前

同上

同上

五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七十七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九条第十一号若しくは第十二号、第一百二十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）、及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三條の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第百十四條第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。

第五條 古物営業法施行規則の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 古物営業法（以下「法」という。）第四條第三号の國家公安委員會規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>「一、五十八 略」</p> <p>五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七條第二号（第三十七條、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九条第十一号若しくは第十二号、第一百二十二條第二号（第三十八條第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三條の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第百十四條第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 古物営業法（以下「法」という。）第四條第三号の國家公安委員會規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>「一、五十八 略」</p> <p>五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七條第二号（第三十七條、第四十一条第一項及び第六十三條の二に係る部分に限る。）、第四号、第六号、第八号若しくは第九号、第九十九条第十号、第一百二十二條第二号（第三十八條第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三條の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第百十四條第一号（第四十一条第三項及び第四項並びに第六十三條の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 [同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

第六條 國家公安委員會關係自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三條第四号の國家公安委員會規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>「一、五十八 略」</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 [同上]</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 [同上]</p>

五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七十七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九条第十一号若しくは第十二号、第一百二十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第六百十四号第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。

第七條 確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正

（確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>「一、五十八 略」</p> <p>五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七十七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九条第十一号若しくは第十二号、第一百二十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第六百十四号第一号（第四十一条第三項及び第四項、第六十二条の七第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>「一、五十八 同上」</p> <p>五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七十七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第四号、第六号、第八号若しくは第九号、第九十九条第十号、第一百二十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第六百十四号第一号（第四十一条第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。